

居室等の使用細則

ホームの建物及び付帯設備を安全に管理し、良好な環境を維持するため、居室の使用にあたっては次の事項に則り、ご使用ください。

1. 火災予防

- (1) ホーム内は冷暖房の設備を完備していますので、他の冷暖房器具の使用はご遠慮ください。
- (2) タバコの火の不始末による火災は、出火総件数のうちで大きなウェイトを占めるといわれています。そのため、ホームでは館内及び敷地内での喫煙は全面禁止としています。
- (3) 仏壇の持ち込みはお断りしています。線香、蠟燭の使用等、その用途や種類を問わず、居室内での火気類の使用は全面禁止としています。
- (4) コンセントからの「タコ足配線」や「延長コード」の使用は非常に危険ですのご遠慮ください。

2. 災害時の心構え

建物は地震、火災、台風、水害等の災害に強く耐久性に優れた鉄筋コンクリート構造です。

ほとんどの災害でも心配ありませんが、万一の災害発生時の心構えとして、次の事項についてご協力ください。

- (1) 地震について
鉄筋コンクリートでも相当な揺れを感じる場合がありますが、地震の時はおちついて行動することが極めて重要です。まず居室内の寝具などで身体を保護するようにし、慌てて廊下や階段等に出ないようにしてください。
- (2) 火災について
火災が発生した場合は、緊急コール等で速やかに通報し、大声で周囲へ知らせるとともに非常ベルを押してください。
天井まで火が上がった場合は、火災となっている部屋を出て、扉を閉め延焼防止を心がけてください。また、火元から離れた避難口から避難してください。
なお、居室を含むホーム内にはスプリンクラーが設置されており、火災発生時に自動的に作動します。
消防署の指導により、年2回避難訓練を行いますので必ずご参加ください。
- (3) 台風について
強風で、他の場所からの石や瓦等の飛散物でガラスが割れることがあります。危険ですので、窓に近づかないでください。
- (4) 水害について
ホームの側を流れている宇美川が大雨等で氾濫する恐れがあります。宇美町が発信する防災情報に従い、スタッフが避難等の指示を出します。落ち着いて行動してください。
- (5) 非常用階段等について
災害発生時には、スタッフによる避難誘導を行いますので落ち着いて行動してください。
非常時には、エレベーターは停止して使用できません。避難用として、各フロア西側に室内階段、東側に屋外階段が設置され、各階の廊下から出ることができます。なお、屋外階段は非常時以外は使用しないでください。また、廊下、階段、バルコニー等には、私物など避難の妨げとなる物を置かないでください。

3. 防犯

- (1) 外部からの来訪者がある場合は、フロントを通してください。
- (2) 防犯には、入居者の方々の協力が不可欠です。不審者を見かけたときは、直ちにフロントに連絡してください。
- (3) 防犯上バルコニーへの出入りはできません。
- (4) 貴重品は、各居室の金庫で責任をもって保管してください。

4. 鍵の管理

- (1) 居室の鍵は各入居者が保管し、居室を出る際は必ず施錠してください。
- (2) 外出・外泊する場合は、鍵をフロントに預けてください。
- (3) 鍵を紛失あるいは破損した場合は、速やかにフロントへ届出書を提出してください。鍵及びドアノブ等を交換します。ただし、費用については入居者負担となります。
- (4) 鍵の複製は禁止します。
- (5) 入居者による鍵の管理が困難な場合は、フロントに届出書を提出してください。
ホームにて、責任をもって居室の鍵施錠等を含めた鍵の管理を行います。ただし、貴重品の管理はできません。日常生活の金銭管理については、有料サービスにて提供しています。

5. ごみ処理

ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ等に分別をお願いします。スタッフが毎日定時に各居室より収集します。感染防止のため、おむつをご使用の場合は蓋付のサニタリーボックスを準備してください。日常生活で発生する以外の粗大ゴミ等の処分をご希望される場合は、宇美町の規定に添って処分してください。その際の有料部分に関しては入居者のご負担となります。

6. 居室清掃

- (1) 居室清掃は、定期的にスタッフが行います。それ以外の臨時の清掃をご希望の場合は、有料サービスにて提供しています。
- (2) 共用部分の清掃は、スタッフが行いますが、居室前の廊下等の清潔保持についてはご協力をお願いします。

7. 水周り

水周りは、悪臭や害虫の発生原因となりやすいので、清潔に保つよう心がけてください。

- (1) 洗面台に食べ残しや飲み残しを流す事により、目詰まりを起こさないようご注意ください。
- (2) トイレには、おむつ等のトイレトペーパー以外の紙を流さないでください。便器が詰まり水漏れを起こす恐れがあります。

8. 防音

ドアの開閉音やテレビ、オーディオ等の音量は、他の入居者に迷惑をかける恐れがあります。お互いに他の入居者の生活を侵さないようご配慮ください。

9. 備え付け設備

あらかじめ居室に備え付けられた設備は次のものです。それぞれ取り扱いにご注意ください。

- ・電動式ベット
- ・家具
- ・金庫
- ・身体障害者対応トイレ
- ・エアコン
- ・照明器具
- ・ナースコール
- ・熱感知器
- ・インターネット回線
- ・テレビ
- ・冷蔵庫
- ・マグネットボード
- ・洗面台
- ・カーテン
- ・緊急通報装置（トイレ内）
- ・スプリンクラー
- ・電話（内線）

10. 居室の模様替え

居室の模様替えはできません。

居室の壁に釘などは使用しないでください。掲示物等はマグネットボードをご使用ください。

11. 居室内の点検、修理

入退去手続きの際に居室内の点検を行います。また、入居期間中にも定期的に点検を行います。もともとこれらに欠陥があった場合及び通常使用による自然損耗については、ホームの負担で修理します。故意または不適切な使用により破損、汚損した場合の費用は入居者の負担となります。破損した場合は、ホームに届出書を提出してください。

12. 緊急時の対応等

健康上、防犯上等の緊急時には、ナースコールや緊急通報装置を押して通報してください。通報があり次第、スタッフが駆けつけ対応します。

13. 施行日

この細則は平成27年10月 1日から実施します。